

平成 30 年 6 月 13 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03086

研究課題名(和文) 民事訴訟におけるレントシーキング活動とインセンティブに関する研究

研究課題名(英文) Research on Rent-Seeking and Incentives in Civil Litigation

研究代表者

池田 康弘 (Ikeda, Yasuhiro)

熊本大学・大学院人文社会科学研究部(法)・准教授

研究者番号：70304714

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本科研究費研究では、法制度や法ルールの紛争当事者の経済的利益追求活動(レントシーキング活動)に与える影響の考察を行った。民事紛争の中味は、制裁を科すことを要求する被害者と制裁を科される加害者のせめぎあいの場であり、これはまさに各当事者のレントシーキング活動の表れである。研究メンバーは、レントシーキング活動を民事紛争に組み込んでモデルを構築し、それが特に民事訴訟の当事者(原告や被告)のインセンティブにどのような影響を与えるのかを分析した。そしてその結果を踏まえ、アンケート調査などの方法により実証的な研究も行った。

研究成果の概要(英文)：In our studies, we have examined the effect of legal systems and rules on conflicting parties' activities pursuing economic interests, which is called "rent-seeking." Civil litigation can be considered to be the place where victims that ask for imposing sanction and injurers that are imposed on sanction fight each other. This fight is indeed one of the example of rent-seeking. We construct the model of civil litigation incorporating this rent-seeking perspectives, and analyze how it affect the incentives of parties in civil litigation. On the basis of this analysis, we also conduct empirical research such as surveys.

研究分野：法と経済学

キーワード：民事訴訟 レントシーキング 紛争当事者 制裁

1 . 研究開始当初の背景

民事紛争における紛争当事者の経済的利益追求活動の考察については、我が国の伝統的法学の守備範囲としてほとんど認識されてこなかった。

経済学において、紛争の元となる外部不経済（発生した損害）への対処法として考えられたのは外部性発生主体に対する課税であった。いわゆるピグー課税である。しかし、外部性を考慮する際の経済学が想定する、発生した損害に対して行政庁が司り命令をし、加害者がそれに素直に応じるという構図は、あまりにも単純で民事紛争の側面をブラックボックスとしている。

実際にその中味は、制裁を科すことを要求する側（被害者・原告）と制裁を科される側（加害者・被告）のせめぎあいの場であり、これが現代の民事紛争解決の当事者主義、私的自治を如実に表わしたものである。この被告と原告のせめぎあいはまさに各当事者のレントシーキング活動の表れである。こうしたレントシーキング活動の結果は双方の証拠収集活動や弁論主張などによって決まるものであり、これは関係当事者の相互依存関係を説明するゲーム理論を用いて読み解くことができると考えられる。こうした研究は、Tullock (1975) などがあるものの、それほど数は多くない。

2 . 研究の目的

本研究においては、レントシーキング活動を民事紛争に組み込んだ分析を行う。具体的には、以下を明らかにする。

(1) 民事訴訟における各種の制度のあり方が、当事者（被害者・原告と加害者・被告）の行動に与える影響を分析する。

(2) 懲罰的賠償が絡む訴訟において、当事者のレントシーキング活動が訴訟と和解の選択などに与える影響を理論的に分析する。

(3) 裁判官の行動をモデルに明示的に取り込んだ場合の、当事者のレントシーキング活

動に与える影響を調べる。

(4) 民事紛争のレントシーキング活動の重要な一要素である懲罰的損害賠償等の制度について、実証的な研究を行う。

3 . 研究の方法

「研究の目的」の(1)については、加害者に対して懲罰的損害賠償を科し被害者が填補賠償のみを受取るという制度や、当事者の弁護士費用に対する保険の制度が当事者の行動に与える影響を分析する。その際は、関係当事者の相互依存関係を説明するゲーム理論を用いる。(2)については、訴訟と和解の選択メカニズムについて分析を行う。具体的には、加害者が支払う懲罰的損害賠償を被害者ではなく国家が受け取るという制度（ディカップリングと呼ぶ）の下で、加害者と被害者のレントシーキング活動を考慮に入れた場合、訴訟と和解の選択はどのような結果になるのか、ということ进行分析する。(1)と同様にゲーム理論の手法を用いつつ、訴訟と和解の選択についての法と経済学の標準的モデルを利用する。(3)については、通常法と経済学のモデルでは所与のものとされがちな裁判官の行動を明示的に取り込んだモデルの構築を目指す。その際には、ゲーム理論、特にクールノーモデルとシュタッケルベルクモデルなどを利用する。(4)については、訴訟における当事者のレントシーキング活動の対象となりやすい懲罰的損害賠償にたいする人々の考え方について、アンケート調査と無作為化比較実験の方法を組み合わせたサーベイ実験と呼ばれる手法を用いて研究を行う。

4 . 研究成果

(1) 懲罰的損害賠償におけるディカップリングの抑止効果の分析（5の雑誌論文の）加害者に対して懲罰的損害賠償を科し、被害者が填補賠償のみを受取るという米国の制度はディカップリングと呼ばれる。これは、

懲罰的損害賠償が被害者に棚ぼた的な利益をもたらすという批判にこたえるために考案されたものである。被害者には填補賠償分だけ渡すことで棚ぼたをなくすとともに、加害者には従来通り懲罰的損害賠償を科すことで加害者への抑止は維持することを狙っている。これまでの法と経済学の研究でも、この狙いは支持されていた。Polinsky & Che (1991) は、最初の本格的なディカップリングの経済分析であるが、ディカップリングの場合、原告の得る賠償額を減らしつつ被告の裁判での支払額を上げることで、原告の提訴するインセンティブを下げつつ被告への抑止効果を維持することができるかと論じている。その結果、加害者の裁判での支払額は、被告が支払える範囲内いっぱいまで高くするのが最適であると論じている。

しかし本研究では、このようなディカップリング制度では加害者への抑止効果を維持できない可能性があるということを指摘した。なぜなら、加害者と被害者の得る経済的利益の違いがあるため、両者のレントシーキング活動にける努力に差が出て、原告の訴訟での勝ち目が低くなり、ひいては原告が提訴をするインセンティブが小さくなり、加害者が訴訟におびやかされることが少なくなりうるからである。この可能性を、単純化のために被害者には懲罰的損害賠償分はまったく渡さず填補賠償のみ渡すと仮定した状況で、ゲーム理論を用いることで示すことができた。

(2) ディカップリング制度における当事者の訴訟と和解の選択の分析 (5の学会報告の)

本研究では、ディカップリング制度の下で、加害者と被害者のレントシーキング活動を考慮に入れた場合、訴訟と和解の選択はどのような結果になるのか、ということ进行分析した。このような制度の下では、国家に賠償金

の一部が取られることを防ぐために当事者同士が和解に合意することが多くなるのではないかと、というのが素朴な直感である。

しかし、この問題に対する先行研究であるKahan & Tuckman (1995)では、ディカップリング制度の方が、通常の場合よりも、和解がしやすいこともあれば、和解がしにくくなることもある、という結論を出している。これは、ディカップリングの制度の場合の方が、当事者の使用する訴訟費用が小さくなるので、その分和解のインセンティブが下がる可能性があるためであるとされている。

本研究ではさらにこの主張にレントシーキングを取り入れたモデルによって理論的に検証した。このモデルの下では、Kahan & Tuckman (1995)が言う、ディカップリングの制度の場合の方が、通常の場合よりも、和解がしにくくなる可能性というのが消滅するということが明らかになった。これは一見したところ、最初の素朴な直感と同じ結論であるが、Kahan & Tuckman (1995)の言う当事者の使用する訴訟費用が小さくなるので、その分和解のインセンティブが下がる可能性というものが、さらに別のプロセスにより消滅することを示しているので、Kahan & Tuckman (1995)よりもう1段階理論的に複雑なことを考えていることになる。

(3) 弁護士費用保険の経済学的分析 (5の雑誌論文の および学会発表の)

弁護士費用保険とは、あらかじめ保険契約において保険料を支払った被保険者が損害を被ったとき、相手方に損害を請求すべく依頼した弁護士への弁護士報酬、すなわち被保険者の弁護士費用を保険者が保険金支払によって補償する保険契約である。本研究では、弁護士費用保険をめぐる潜在的被害者(依頼者、被保険者)、弁護士、保険者の各当事者の利得構造とインセンティブ、および当事者間の情報の非対称性に着目した。そして、民

事紛争への保険利用の問題と課題について経済分析を行った。

保険料が保険数理的に公正であれば、弁護士費用保険に加入していようがいまいがどちらでも、依頼者の期待利得は同じとなる。この場合、弁護士探索の費用がかからない分だけ被保険者の期待利得が高くなる。

成果報酬の弁護士報酬は、弁護士のモラルハザードを阻止できる。しかし、契約の不完備性により被保険者と弁護士と間の暗黙の結託が生じる。それにより、弁護士費用の過大請求がもたらされる。他方、固定報酬の場合は、弁護士のモラルハザードを回避できないが、社会的に正の外部性をもつ事件にも対処できる可能性がある。

さらに、弁護士費用保険は経済的利益をめぐる原告弁護士と被告弁護士間の暗黙の結託の余地を与える。その結果、弁護士費用の過大請求を許してしまう可能性をもつ。

依頼者保護基金（弁護士会が基金を設け、弁護士の不祥事により被害を受けた依頼者にそこから一定の見舞金を支払うという制度）の制度設計は良質な弁護士を確保するための装置となりうる。

（４）裁判官の判断のバイアスが当事者の行動に与える影響の分析（５の学会発表の と ）

本研究では、民事裁判において判断にバイアスのある裁判官が存在する場合の原告と被告に与える影響について調べ、裁判官と当事者との関係に関する訴訟手続き上の２つの仕組みに関する効果の比較を行った。

１つ目の仕組みは、原告と被告が裁判官の助言や意見を聞きながら主張を行うというものである。この仕組みのもとでは、裁判官は事件の事実の調査を積極的に行うものである。本研究では、この仕組みを裁判官、原告、被告という３者間の同時手番のゲームとしてモデル化した。

もう１つの仕組みは、裁判官は判決を出す前に助言や意見をすることはまったくないというものである。裁判官は、このとき当事者の提示した主張や証拠のみに基づいて判断を行う。本研究では、この仕組みを２当事者と裁判官によるシュタッケルベルクの逐次手番ゲームとしてモデル化する。

本研究では、裁判官のバイアスについて一定の条件がある場合に、２つ目の逐次手番的な仕組みの方が１つ目の同時手番的な仕組みよりも、当事者の主張立証の努力水準が小さくなることが示された。また、２つ仕組み間での、原告の主張立証の努力水準の差が、裁判官のバイアスの変化に伴いどのような影響を受けるかについても調べた。

（５）損害賠償制度についてのサーベイ実験（５の雑誌論文の と ，学会報告の と ）

日本の不法行為制度の下では、損害賠償の主目的は被害者の損害填補であるとされることが多い。加害者への制裁や将来他の者が同様の行為をすることに対する抑止といったものは副次的な効果にすぎず、これらは刑事的な処罰の範疇であるとされる。日本の裁判所も、制裁や抑止は日本の法制度の基礎とそぐわず公の秩序に反すると述べている。しかし、一般人は損害賠償制度について果たしてこれと同じような感覚を共有しているのか、ということについては検証されたことがない。そこで、日本の不法行為制度における損害賠償の目的についての一般人の意識を、実証的に研究した。

本研究では、アンケート調査を行ったが、その際には設計に不備のある自動車の起こした事故に関する架空のシナリオをまず回答者に読んでもらい、そのうえで自動車の製造業者は被害者にいくら賠償を払うべきか、それを決定するときどんな要素（損害填補、抑止、制裁など）を考慮するかということ

尋ねた。

調査で得られたデータを統計的に分析したところ、次のような結果が得られた。まず、多くの人々は適切な損害賠償の額を見積もる際に損害填補を考慮していることは確かであるものの、同時に抑止や制裁も考慮している。また、抑止や制裁を考慮する度合いが強い者ほど、損害賠償の見積もり額の平均も大きくなる。さらに、抑止や制裁を考慮する度合いが強い者ほど、損害賠償の見積もりのばらつきも大きくなるということがわかった。

<引用文献>

Kahan, Marcel, and Bruce Tuckman (1995) "Special Levies on Punitive Damages: Decoupling, Agency Problems, and Litigation Expenditures." *International Review of Law and Economics* 15, 175-85.

Polinsky, A. Mitchell, and Yeon-Koo Che (1991) "Decoupling Liability: Optimal Incentives for Care and Litigation." *RAND Journal of Economics* 22, 562-70.

Tullock, Gordon (1975) "On the Efficient Organization of Trials." *Kyklos* 28, 745-62.

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

Daisuke Mori, Shuichi Takahashi, & Yasuhiro Ikeda (2017) "Compensation, Punishment, and Deterrence: Survey on the Purpose of Tort Damages in the Case of a Defective Car Accident in Japan" *Asia-Pacific Journal of Regional Science* 1, 589-624. DOI: 10.1007/s41685-017-0059-8 (査読あり)

森 大輔・高橋 脩一・池田康弘 (2017) 「不法行為における損害賠償の目的に関する実証的研究 アンケート調査の統計分析」*熊本法学* 139, 190-109. (査読あり)

Yasuhiro Ikeda (2017) "Economic Evaluation of Japanese Attorney Fees" In

Applied Approaches to Societal Institutions and Economics (Tohru Naito, Woohyung Lee, Yasunori Ouchida, eds., Springer). (査読なし)

池田康弘 (2017) 「経済分析に基づく民事紛争への保険利用の問題と課題」*保険学雑誌* 636, 25-43.

Yasuhiro Ikeda & Daisuke Mori (2015) "Can Decoupling Punitive Damages Deter an Injurer's Harmful Activity?" *Review of Law and Economics*, 11(3), 513-528. DOI: <https://doi.org/10.1515/rle-2014-0033> (査読あり)

〔学会発表〕(計 7 件)

池田康弘・細江守紀 (2017) "Decision Bias of Judges and Two Judicial Schemes" 日本応用経済学会 2017 年度秋季大会, 2017 年 10 月 29 日, 東海大学高輪キャンパス.

森 大輔・池田康弘 (2017) "The Effect of Decoupling Punitive Damages on Frivolous and Non-Frivolous Lawsuits" 日本応用経済学会 2017 年度秋季大会, 2017 年 10 月 29 日, 東海大学高輪キャンパス.

池田康弘・細江守紀 (2016) 「当事者主義における裁判官の関与と訴訟当事者への影響」*日本法と経済学会* 2016 年度全国大会, 2016 年 11 月 6 日 熊本大学黒髪キャンパス.

池田康弘 (2016) 「経済分析に基づく民事紛争への保険利用の問題と課題」*日本保険学会* 平成 28 年度全国大会, 2016 年 10 月 29 日, 立命館大学衣笠キャンパス.

森 大輔・池田康弘 (2016) 「損害賠償の額と目的についてのサーベイ実験」*日本法社会学会* 2016 年度学術大会, 2016 年 5 月 28 日 立命館大学朱雀キャンパス.

池田康弘 (2015) 「裁判における裁判官の関与とその影響」*日本応用経済学会* 創立 10 周年記念大会, 2015 年 11 月 14 日 獨協大学草加キャンパス.

森 大輔・池田康弘 (2015) 「損害賠償制度についてのアンケート調査の分析：填補と制裁」*日本法社会学会九州研究支部*, 2015 年 9 月 26 日, 九州大学箱崎キャンパス.

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

池田康弘（IKEDA, Yasuhiro）
熊本大学・大学院人文社会科学研究部
（法）・准教授
研究者番号：70304714

(2) 研究分担者

森 大輔（MORI, Daisuke）
熊本大学・大学院人文社会科学研究部
（法）・准教授
研究者番号：40436499

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし